

# 日本白鳥の会・会則（平成26年3月改訂）

## 第1条(名称及び事務局)

本会は「日本白鳥の会」と称し、事務局を置く。

(2) 本会は支部を置くことができる。但し、理事会の承認を必要とする。また、支部設置に関する事項は別に定める。

## 第2条(会の目的)

本会は日本に渡来する白鳥の生態を解明し、保護するために各渡来地の環境保全を図る、とともに広く自然保護思想の普及と学術文化の進展に寄与することを目的とする。

## 第3条(事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 全国の白鳥渡来地での定期的な調査（飛来状況・生態等）
2. 会員の調査研究発表の場として研修会開催
3. 年度毎のニュースレター「白鳥だより」及び会報「日本の白鳥」の発行
4. ホームページによる会及び白鳥情報の提供
5. 日本及び世界の白鳥研究者又は、自然保護関係機関との提携交流。
6. その他、本会の目的を達成する事業。

## 第4条(会員)

本会の趣旨に賛同し、会費を納めた者は会員となることができる。

- (2) 本会は名誉会長・名誉会員を置くことができる。
- (3) 名誉会長は、理事会で決め、総会に報告をする。
- (4) 名誉会員は、理事会が推薦し、総会で決める。

推薦基準

- ・名誉会長は、原則として現在会員であること。本会の会長及び副会長として貢献し、理事会において満場一致の承認を得た者。
- ・名誉会員は、原則として現在会員でかつ10年以上会員であることとし、70歳以上で本人が名誉会員を希望する者。

## 第5条(役員)

本会には事業遂行のため、次の役員を置く。

- |        |       |
|--------|-------|
| 1. 会長  | 1名    |
| 2. 副会長 | 3名    |
| 3. 理事  | 30名以内 |
| 4. 監事  | 2名    |

- (2) 理事を事業部長に任命することができる。
- (3) 本会には、顧問を置くことができる。

## 第6条（役員及び役職員の選出方法）

会長は、選考委員会の推薦に基づき理事会の承認を経て総会において選出する。

※選考委員会は、北海道、東北、関東、中部、関西中国の5地域から各1名ずつ選出された委員（理事）で構成し、会長候補の推薦を行う。

※各地域選考委員は、理事選出時、各ブロック毎に選出しておく。

- (2) 副会長の選出は、自薦他薦により理事会で、会長の意向も踏まえて選出し、総会に報告するものとする。理事会での選出が難しい場合は、会長の指示により選出する。
- (3) 理事は、所属都道府県の支部又は会員推薦により理事会で選出し、総会の同意を得て会長が委嘱する。なお、理事は、各都府県1～3名、北海道は4名までとする。
- (4) 監事は、理事会で推薦し、総会で選出する。
- (5) 事業部長は、理事会で選任し、総会で報告する。
- (6) 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- (7) 顧問は理事会で推薦し、総会の同意を得て会長が委嘱する。

## 第7条（役員の仕事）

会長は本会を代表し、会務を総理する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。なお、副会長は、別表1に定める仕事を分担し、会運営の指導、助言等を行う。
- (3) 理事は会務の執行にあたりと共に、所属都道府県での白鳥に関する情報等を理事会及び研修会、会報に積極的に提供し発表する。任期中1回は必ず理事会に出席をするものとする。欠席の場合は、その旨を会長に申し出て了承を得る。
- (4) 監事は会務を監査し、総会で監査報告を行う。
- (5) 事務局長は年度計画に基づいた事業の進捗状況を把握し、副会長の助言を受け効率的な会務運営を行う。
- (6) 事業部長は、年度の重点事業の計画実践を行い、理事会に報告する。
- (7) 顧問は会長の諮問に応じる。

### （別表1）副会長担当会務

副 会 長	担 当 事 業
総会・研修会・総務担当	担当副会長は、会長事故ある時はその職務を代行する。また、次期総会・研修会の開催場所を選定、理事会に具体的に提案し、事務局と共にその開催実務を担う。
調査研究担当	担当副会長は、総会の議決に基づき白鳥渡来地等での定期的な調査研究活動が適切に行われるように助言をし、理事会に状況を具体的に報告する実務を担う。
広報・普及啓発担当	担当副会長は、会活動の普及啓発と会員加入促進のため、ホームページなどにより会運営に必要と思われる広報、普及啓発活動を担う。

## 第8条(役員の任期)

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (2) 原則として、会長は、5期10年間とし、任期延長の場合は、理事会・総会にはかる。
- (3) 原則として、副会長は、5期10年間とし、任期延長の場合は、理事会・総会にはかる。
- (4) 原則として、理事は、4期8年間とし、任期延長の場合は、理事会・総会にはかる。
- (5) 役員は任期満了後でも後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

## 第9条(総会)

総会は毎年1回開き、事業計画・予算・決算・会則の改正・役員を選任・その他重要事項を審議する。

- (2) 総会開催不可能の場合、理事会を以って代行し、審議結果を次期総会に報告する。

## 第10条(理事会)

理事会は総会前又は必要に応じて開き、総会提案事項等の審議をする。なお会長が議長となる。

- (2) 理事会での議決は出席理事の3分の2以上の賛成で決する。
- (3) 理事会は、会長、副会長、理事、監事をもって構成する。

## 第11条(事務局)

この会の事務を処理するため、事務局長及び局員を置き事務処理手当を講じる。

- (2) 事務局長(事務局員)は、会の庶務、事務を担当し、理事会、総会、研修会等の会議に出席し会務報告等を行う。

## 第12条(研修会)

白鳥についての調査研究発表の研修会を毎年1回開催し、会員相互の研鑽を図るとともに、白鳥の生態や実態についての周知啓蒙をはかる。

- (2) 研修会開催地は、出来る限り一地域に偏らないように、担当副会長の助言を受け事務局で候補地を選定し、理事会で決定する。なお、開催予定の都道府県選出の理事は開催の一部事務を担当する。
- (3) 研修会での発表内容は、次年度の日本白鳥の会会報「日本の白鳥」に掲載し会員への周知をはかる。
- (4) 研修会での発表は、原則として白鳥の生態等の内容とし、会員に限らず発表できるものとする。

### 第13条（経費）

本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。

- (2) 会費は年額3,000円とする。
- (3) 名誉会長及び名誉会員は、会費を免除とする。
- (4) 会長及び事務局長の総会出席については、会運営に必要であることから、本会経費から一定額を支出する。
- (5) 個人及び団体の白鳥保護・研究活動研究助成については、申請に基づき、理事会で審査し、総会で可否及び金額を決定する。

### 第14条（支部設置基準）

支部設置は、当該都道府県の会員からの要請によるものとする。設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 支部設置を希望する本会会員5名以上の連名簿を提出する。
- (2) 支部責任者（支部長）名及び役員名簿（案）を提出する。
- (3) 支部の活動状況・計画については、当該地理事が毎年度、理事会及び総会に報告する。

### 第15条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第16条（専決）

本会の運営に関し緊急を要する事項は副会長と協議のうえ、会長が専決処理することができる。

### （付則）

- (1) この会則は平成26年3月2日から施行する。